

許可証一覧

許可の種類	区分	許可番号	許可年月日	有効年月日	産業廃棄物の種類																
					燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁	鉱さい	がれき類	ばいじん	
産業廃棄物収集運搬業	長崎県	04210002439	H25.11.5	H30.11.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	長崎市	07912002439	H25.11.5	H30.11.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	佐賀県	04107002439	H26.3.18	H31.3.17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	福岡県	04000002439	H27.10.30	H32.10.29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	熊本県	04305002439	H25.11.20	H30.11.19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大分県	04407002439	H29.11.17	H34.11.16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	宮崎県	04504002439	H29.2.1	H34.1.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鹿児島県	04608002439	H28.7.3	H33.7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産業廃棄物処理業	長崎県	04220002439	H25.11.5	H32.11.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
	長崎市	07942002439	H25.11.5	H30.11.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

特別管理産業廃棄物の種類

許可の種類	区分	許可番号	許可年月日	有効年月日	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	ばいじん	鉱さい	廃石綿等	感染性産業廃棄物
特別管理産業廃棄物収集運搬業	長崎県	04250002439	H25.7.15	H30.7.14	○ ※1	○ ※2	○ ※3	○ ※4	○ ※5	○ ※1		○	○
	長崎市	07962002439	H25.6.28	H30.6.27		○ ※6	○ ※7	○ ※8	○ ※9			○	○
	佐賀県	04157002439	H25.9.29	H30.9.28		○ ※6	○ ※7	○ ※8	○ ※9				○
	福岡県	04050002439	H25.8.24	H30.8.23	○ ※1	○ ※10	○ ※26	○ ※11	○ ※12	○ ※13	○ ※27	○	
	熊本県	04355002439	H25.9.30	H30.9.29	○ ※1	○ ※2	○ ※3	○ ※14	○ ※15	○ ※18	○ ※1	○	○
	鹿児島県	04650002439	H25.7.6	H30.7.5		○ ※6	○ ※7	○ ※8	○ ※9			○	○
	大分県	04457002439	H29.12.28	H34.12.27	○ ※19	○ ※17	○ ※26	○ ※4	○ ※5	○ ※16	○ ※18		
特別管理産業廃棄物処理業	長崎県	04270002439	H25.7.27	H30.7.26		○ ※20	○ ※3	○ ※21	○ ※22				○
	長崎市	07972002439	H25.7.27	H30.7.26		○ ※23	○ ※7	○ ※24	○ ※25				○

- ※1、特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素、セレン及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※2、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1-4ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。
- ※3、揮発性油、灯油類及び軽油類、特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロペン、ベンゼン、1-4ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。
- ※4、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※5、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※6、特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なもの
- ※7、揮発性油、灯油類及び軽油類、特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なもの
- ※8、PH2.0以下、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀、カドミウム、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物を含むことにより有害なもの
- ※9、PH12.5以上、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀、カドミウム、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物を含むことにより有害なもの
- ※10、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※11、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※12、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※13、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※14、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なものに限る。
- ※15、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なものに限る。
- ※16、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素、セレン及びその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。
- ※17、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。
- ※18、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素、セレン及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※19、特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素、セレン及びその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。
- ※20、特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※21、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※22、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※23、特定有害産業廃棄物のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なもの
- ※24、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※25、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※26、揮発性油、灯油類及び軽油類、特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。
- ※27、特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。

処理施設に関する記載内容

設置場所	設置年月日	施設の種類	廃棄物の種類	処理能力	処理方式	構造及び設備の概要
大村市富の原2丁目 921番地	平成3年3月7日	廃プラスチック類等の 焼却施設	廃プラスチック類、織 維くず、動植物性残 さ、ゴムくず、木く ず、紙くず、汚泥、廃 油、金属くず、ガラス 陶磁器くず	1.6 t / 日 (ただし汚泥は 0.3 t / 日) 8時間 / 日	乾留式	焼却室：乾留式ガス化炉 床面積 2 m ² 1号炉、2号炉 2次燃焼室燃焼温度：800℃～900℃ 燃焼ガス滞留時間：7.15秒 排ガス処理方法： バグフィルター集じん機による除じん及び高反応 消石灰＋活性炭での除去 焼却灰処分方法：管理型埋立処分（外部）
大村市富の原2丁目 921番地	平成3年3月7日	廃酸・廃アルカリの中 和施設	廃酸 廃アルカリ	24m ³ / 日 8時間 / 日	中和攪拌施設	受け入れタンク 80 m ³ 汚泥の処理方法：スクリーンプレス脱水機 排水の処理方法：中和・凝集分離処理 地下浸透防止方法： 鉄骨スレート建、床面防水コンクリート、防水塗装仕 上げ、地下受入槽は防水コンクリート槽内にFRPタンク2 0m ³ ×4基設置。
大村市富の原2丁目 921番地	平成10年4月21日	廃アルカリの中和施設	廃アルカリ	8m ³ / 日 8時間 / 日	中和攪拌施設	受入れタンク 20 m ³ 汚泥の処理方法：同上 排水の処理方法：同上 地下浸透防止方法：同上
大村市富の原2丁目 921番地	平成3年3月7日	汚泥等の乾燥施設	汚泥（下水汚泥を除 く） 廃油	9.6m ³ / 日 8時間 / 日	ロータリーキル ン炉	ロータリーキルン乾燥炉 2次燃焼室以降は「廃プラスチック類等焼却施設」 と同様の排ガス処理方法。
大村市富の原2丁目 921番地	平成9年5月23日 平成24年2月14日 (固定式追加) 施設設置年月日 平成9年4月4日 許可番号 421053032	廃プラスチック類等の 破碎施設	廃プラスチック類、木 くず、金属くず、ガラ スクず・コンクリート くず及び陶磁器くず、 がれき類	8～120 t / 日 8時間 / 日	破碎機	2軸式破碎機、重量18500 k g、定格出力125 P S、全長6800mm・全高3235mm・全幅2800mm 除じん方法： 水スプレーによる除じん及び周囲7 mの鉄プレート 壁を設置 騒音・振動防止方法： 周囲7mの鉄プレート壁を設置、床面はコンクリー ト施工し安定